

生活・事業を支えるための支援一覧



支援制度
(個人向け)



支援制度
(事業者向け)

支援名	内容	問い合わせ
休業支援金・給付金	休業期間中に賃金が支払われない中小企業の雇用者へ日額最大1万1000円	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
市税の納税猶予	一時的に市税などを納付することができない場合に納税を猶予	税務課 ☎21-0215
国民健康保険税の減免	主な生計維持者の収入が3割以上減少するなど要件を満たす場合に減免	税務課 ☎21-0214
介護保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
後期高齢者医療保険料の減免		介護医療連携課 ☎21-0258
国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者向け 傷病手当金の支給	感染などで勤務ができなくなり、給与を受け取ることができなくなった人への手当金	介護医療連携課 ☎21-0258
年金保険料などの猶予	収入が減った人の国民年金の支払いを猶予(令和2年2月分以降)	日本年金機構高梁年金事務所 ☎21-0570
一時的な市営住宅の提供	住居を失う恐れがある人などに市営住宅を一時的に提供	都市整備課 ☎21-0237
住居確保給付金	住居を失う恐れがある人などへ家賃を支援	高梁市生活あんしんサポートセンター ☎22-9111
緊急小口資金・総合支援資金	生活資金で困っている人へ特例貸し付け	社会福祉協議会 ☎22-7243
生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付を利用できず、一定の要件を満たす世帯へ支給	福祉課 ☎21-0266
岡山県時短要請協力金(第2・3期)	5月16日～6月20日に営業時間短縮などの要件を満たした飲食店に協力金を支給	岡山県時短要請協力金コールセンター ☎086-201-2199(3期)
月次支援金	緊急事態宣言などの影響を受けた中小法人へ20万円、個人事業者へ最大10万円	月次支援金相談窓口 ☎0120-211-240
岡山県飲食店等一時支援金(第2期)	国の月次支援金の対象とならない中小法人へ最大40万円、個人事業主へ最大20万円	岡山県飲食店等一時支援金受付係 ☎086-226-7972
持続化補助金	事業再開へ向けた投資をする小規模事業者へ最大100万円	高梁商工会議所 ☎22-2091 備北商工会 ☎42-2412
高梁市店舗内等感染拡大防止対策支援補助金	感染防止対策で店舗の設備改修、または備品導入を計画している事業所へ最大10万円	産業振興課 ☎21-0229
高梁市サテライトオフィス等整備事業費補助金	多様な働き方を可能にするサテライトオフィスを市内に整備する費用の補助	産業振興課 ☎21-0229
雇用調整助成金	雇用者の休業などに対する休業手当を助成	ハローワーク高梁 ☎22-2291
雇用安定助成金	国の雇用調整助成金の交付を受けた事業者に対し、その額の3%を上乗せして助成	産業振興課 ☎21-0229
岡山県外国人材入国待機費用緊急助成金	令和2年7月29日～令和3年9月30日に入国した外国人材に係る宿泊費を助成	岡山県労働雇用政策課 ☎086-226-7829
セーフティネット保証4号(突発災害)・5号(業況悪化)・2条6項(危機関連)	運転資金や設備資金の融資認定	岡山県信用保証協会 ☎086-243-1121 産業振興課 ☎21-0229

利用できるタクシー会社

- 在宅ケアサービスステーションなりわい介護・福祉タクシー ☎42-5500
- 備北タクシー高梁営業所 ☎22-2086
- 備北タクシー成羽営業所 ☎42-3173
- 成羽タクシー ☎42-5515
- ピオーネ交通 ☎22-2755
- 福祉タクシーせんざき ☎57-3236

岡山県産業振興課 ☎21-0229

対象期間 市内の接種施設、市内の自宅
利用期間 7月19日(月)～12月5日(日)
その他 タクシーの運行台数には限りがあります。すので、お待ちいただくことがあります。

利用方法 タクシーの乗務員に、接種済証(接種券)と障がいがあることを証明するもの(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証、療育手帳、特定医療費(指定難病)受給者証など)を提示し、行先(自宅)を伝えてください。タクシーの予約は、各自で連絡をお願いします。

障がいがあり、帰宅時の交通手段に困りの人は、タクシーが利用できます
障がいがある人で、ワクチン接種後に帰宅する際の交通手段にお困りの場合は、タクシーを無料で利用できます。運転免許証を持っていない人や接種後の運転が不安な人はご利用ください。(運転免許証の有無は問いません)